

意見書

西 企 営 第 3 号
平成 2 3 年 4 月 4 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 5 4 0 - 8 5 1 1

住所

おおさかふおおさかしちゅうおうくばんぼちょう ばん ごと
大阪府大阪市中央区馬場町 3 番 1 5 号

名称及び

にしにっぽんでんしん でん わかぶしきがいしゃ
西日本電信電話株式会社

代表者の氏名

代表取締役社長 おおたけ しんいち
大竹 伸一

連絡先

「競争セーフガード制度に基づく検証結果（2010年度）（案）に対する意見募集」
に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証

別紙

検証結果案	当社意見
<p>ア 指定要件に関する検証 指定しない設備を具体的に列挙する方式(ネガティブリスト方式)を採用すべきか、端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに指定すべきか等の論点について</p> <p>昨年度の検証過程においても示されたものであり、今回の検証において、これらの意見に対する考え方を変更すべき特段の事情は認められないことから、昨年度の検証過程で示した考え方を踏襲し、指定要件に係る現行制度の枠組み及び運用は、引き続き維持することが適当である。</p>	<ul style="list-style-type: none">○ 現行の固定系の指定電気通信設備規制は、端末系伝送路設備(メタルと光の区別がない)の50%以上の使用設備シェアを保有する場合には、これと一体として設置される電気通信設備を指定電気通信設備として規制する仕組みとなっています。○ しかしながら、指定電気通信設備規制(ボトルネック規制)の根幹となる端末系伝送路設備については、電柱等ガイドラインに基づく線路敷設基盤のオープン化や電柱の新たな添架ポイントの開放・手続きの簡素化等により、他事業者が自前の加入者回線を敷設するための環境が整備された結果、他事業者の参入機会の均等性は確保されており、IPブロードバンド市場においては、アクセス区間においても現に「設備ベースの競争」が進展しています。○ 現に、光ファイバについては、電力会社殿が当社の約2倍の電柱を保有しており、電力系事業者殿は相当量の設備を保有する等、当社と健全な設備競争を展開していますし、CATV事業者殿も、通信と放送の融合が進む中、電力会社殿や当社の電柱を利用して自前アクセス回線を敷設し、過去9年間で契約数を1.7倍の3,264万世帯(平成22年3月末。再送信のみを含む)に増加させています。○ したがって、端末系伝送路設備については、既に敷設済のメタル回線と、競争下で敷設されている光ファイバ等のブロードバンド回線の規制を区分し、光ファイバについては諸外国での規制の状況も踏まえ、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。○ また、ブロードバンドアクセスのボトルネック性の判断にあたっては、設備競争における競争中立性を確保する観点から、通信・放送の融合等を踏まえ、CATV回線(現にブロードバンド通信に使用されていないものを含む)や、今後新たな技術革新が期待される高速無線アクセス等を含めるよう見直すことについて検討していただきたいと考えます。○ 更に、現行のシェア基準値(50%超)による規制は、事業者間のシェアが50%前後で拮抗する場合でも、50%超か否かで事業者間に規制上の大きな差が生じる仕組みとなっているた

検証結果案	当社意見
	<p>め、競争中立性を確保する観点から、一定のシェアを有する事業者に対する規制の同等性を確保するよう見直すことについて検討していただきたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ また、第一種指定電気通信設備の指定方法に関しては、ソフトバンク殿及びイー・アクセス殿より、昨年度の総務省の検証結果を引用し、現行の指定方法を継続すべきとの主張がなされていますが、ほとんど全ての県内設備に事前規制をかける現行の第一種指定電気通信設備の指定方法を継続した場合、健全な競争が繰り広げられているブロードバンド通信市場においても、サービス開始前に接続約款の認可又は告示改正等の行政手続きが必要となり、また、認可申請前の事前説明にも一定の時間が必要となるため、お客様に対する新サービスの提供や料金値下げを遅らせる原因となり、当社を他事業者との競争上極めて不利な立場に置くことになるだけでなく、更なるブロードバンド普及に向けたインフラ整備や新規サービス開発の芽を摘むことによって、お客様の利便の向上を妨げることになると考えます。 ○ したがって、第一種指定電気通信設備の指定方法については、「指定しない設備を具体的に列挙する方式」(ネガティブリスト方式) から 「指定する設備を具体的に列挙する方式」(ポジティブリスト方式) に見直すとともに、指定電気通信設備の対象とする具体的な基準を明らかにしていただきたいと考えます。その上で、第一種指定電気通信設備については、規制当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定していただきたいと考えます。

検証結果案	当社意見
<p>イ 指定の対象に関する検証 NGN、地域 IP 網、ひかり電話網等の IP 通信網について、第一種指定電気通信設備の対象から除外すべきかという論点について</p> <p>昨年度の検証過程においても示されたものであり、今回の検証において、これらの意見に対する考え方を変更すべき特段の事情は認められないことから、昨年度の検証過程で示した考え方を踏襲し、引き続き指定の対象とすることが適当である。</p>	<p>○ 当社の次世代ネットワーク（NGN）、地域 IP 網及びひかり電話網については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>① 他事業者が IP 網を自前で構築する際の素材となる基盤設備は、線路敷設基盤を含め、世界的に最もアンバンドリング／オープン化が進展しており、また、IP 網の自前構築に必要なルータ等の電気通信設備は市中で調達することが可能であるため、意欲ある事業者であれば、自ら設備を構築し、当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっていること。</p> <p>② 現に、他事業者は独自の IP 網を構築し、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得していること。具体的には、ブロードバンドサービス市場で見た場合、当社シェアは西日本マクロで 52%、府県別では最小で 37%、FTTH 市場での競争が激しい関西エリアでは、京都を除く 1 府 4 県でシェア 50% を下回っていること。</p> <p>③ 地域 IP 網の接続料として、平成 13 年より、接続約款に「ルーティング伝送機能」を規定していたものの、他事業者による利用実績はないこと。 ひかり電話サービスについて、加入電話と代替的なサービス市場で見た場合、直収電話、OAB～J IP 電話、CATV 電話、050 IP 電話の合計に占める NTT 東西のシェアは 38% 程度（平成 22 年 12 月末）、更に、携帯電話も含めたシェアで見れば 8% 程度（同上）に過ぎない状況にあること。</p> <p>④ アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いか否かは当社の NGN、地域 IP 網及びひかり電話網自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がないこと。</p>

検証結果案	当社意見
<p>ウ アンバンドル機能の対象に関する検証 (ア) NGNに係る収容ルータ等における加入者単位での接続機能をアンバンドル機能の対象とすべきかという論点について</p> <p>IP ネットワークは、PSTN に比べると構築が容易であり、独自の IP ネットワークを構築して独自のサービス等を提供している事業者も多いところである。したがって、競争事業者が自らの IP ネットワークにユーザを収容することが可能であれば、IP ネットワーク同士の競争を促進することが可能となる。</p> <p>ただし、現状では、①ユーザは、NTT の FTTH サービスを選択すると、コア網は NTT(NGN)を選択するしかないといった実態にあり、② FTTH サービスにおける NTT 東西のシェアは 74%を超え、上昇傾向にある状況である。</p> <p>以上を踏まえ、総務省においては、NGN において実現すべきアンバンドル機能・サービスや IP 網への移行に伴う課題について、その実現方法やコスト負担の在り方を含め、総務省及び関係する通信事業者・ISP などにおいて、速やかに検討の場を設け、本年中を目途に成案を得ることとしている。</p>	<p>○ 検証結果案における総務省殿の考え方では、NGN において実現すべきアンバンドル機能・サービスや IP 網への移行に伴う課題について、その実現方法やコスト負担の在り方を含め、総務省及び関係する通信事業者・ISP などにおいて、速やかに検討の場を設け、本年中を目途に成案を得ることとされております。</p> <p>こうした検討を行うにあたっては、以下の観点を念頭に置き、これを十分反映していただきたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定電気通信設備制度が導入された当時は、他事業者が加入者回線の敷設や交換機を設置し、当社と同等のネットワークを自ら構築して市場参入することは実質的に困難であったため、当社の固定電話網を加入者へのアクセス網として中継事業者に貸し出すことにより、多数の事業者が中継電話市場へ参入し、料金面を中心とした競争が進展したものと考えております。 ・ 一方、ブロードバンド市場においては、他事業者は、ルータ等の局内装置を自ら設置し、当社がオープン化により提供しているドライカップやダークファイバといった素材や、当社の電柱・管路等を利用し、自らが敷設したアクセス回線を組み合わせることで独自の IP 網を構築しており、各事業者は当社の NGN に依存することなく、自らが構築した IP 網でお客様を獲得する形態で実際に市場参入しており、設備競争が進展しております。 ・ また、事業者間の接続においても、当社の固定電話網を中継事業者へアクセス網として貸し出す形態が中心の接続とは異なり、各事業者がそれぞれネットワークを構築してお互いのお客様同士が相互に通信を可能とする、同じ立場での接続形態となっていることから、当社の NGN だけを規制の対象とする必要はないと考えます。 ・ むしろ、当社の NGN を規制の対象とすることによって、ISP やアプリケーション・コンテンツプロバイダ等との間で新たなビジネスを創出しようとしても、柔軟性を欠き、多彩なサービスの提供に支障をきたす虞があります。

検証結果案	当社意見
	<ul style="list-style-type: none"> <p>・ したがって、このような市場環境の変化を踏まえ、電話時代のように接続ルールとしてあらかじめ規制するのではなく、他事業者と同様、当社のNGNを非規制としていただき、各プレイヤーが自由な発想のもと、創意工夫に満ちた多彩なサービスを迅速に創出できる「原則自由」な競争政策に転換すべきと考えます。</p> <p>・ また、諸外国においてもNGNを含むIP通信網を規制している例はなく、「光の道」構想に関する意見募集(2010年8月)において、米国電気通信協会殿から、 「米国では、高速大容量の光ファイバー網を構造分離・機能分離・オープン化する規制ではなく、規制を軽微に留めて設備ベースの競争を促す方針が一貫して採られています。」 「このように、日本においては、さらなる規制負担によって高度通信網への設備ベースの投資を阻害するのではなく、現存するオープン化規制などの障壁を取り除くことを検討する必要があると考えられます。米国には、高度通信網のオープン化規制が存在しません。」 といった意見もあげられています。</p> <p>・ なお、收容ルータ等における加入者単位での接続機能のアンバンドルについては、その実現にあたって、NGNにパケット振分機能を追加する等、多額の費用をかけて特注のルータや装置等を開発・導入する必要があると想定され、NGNの特徴である高品質で低廉なサービスの提供に支障をきたす虞があることから、当社としてこれを実施する考えはありません。</p>

検証結果案	当社意見
<p>ウ アンバンドル機能の対象に関する検証 (イ) 加入光ファイバにおいて、1分岐単位での接続機能をアンバンドル機能の対象とすべきかという論点について</p> <p>グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース取りまとめ「光の道」構想実現に向けて」(平成22年12月14日)において示されたとおり、1芯(8分岐)単位での接続料設定と1分岐単位での接続料設定には、以下のようなメリット・デメリットが考えられる。</p> <p>① 1芯単位の接続料設定は、相対的には設備競争に配慮した方式であるが、少ない分岐回線のみ利用する事業者にとっては割高となる</p> <p>② 分岐回線単位の接続料設定は、利用分岐回線分だけのコスト負担となるため、サービス競争が促進されると考えられるが、設備競争への影響や効率的な利用のインセンティブが低下するといった懸念が想定される。</p> <p>上記の点も踏まえ、総務省及び関係事業者において、分岐回線単位での接続料設定を含め、平成23年度以降の接続料算定方法の見直しに向けた具体的な検討を行うこととさ</p>	<p>○ 2011年3月29日の加入者光ファイバ接続料認可申請答申において、OSU共用や1分岐単位の接続料設定については継続して検討することが適当とされておりますが、2011年2月22日の電気通信事業部会・接続委員会合同ヒアリング等でもご説明させていただいているとおり、以下の観点から、OSU共用・1分岐単位の接続料設定を実施すべきではないと考えます。</p> <p>○ OSUの共用は、サービス提供事業者均一のサービスの提供を義務付けることになり、サービス進化、発展を妨げ、サービス競争を阻害することになるとともに、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 膨大な開発費用を要し、サービスの料金が高くなること ・ 共用する事業者間でサービスポリシーの刷り合わせが困難であること ・ 新サービスの提供等において機動的なサービス提供等に障害がでること ・ 故障発生時の事業者間切分けで復旧時間を要する等サービスレベルが低下すること <p>といった問題があると考えており、当社として共用する考えはありません。</p> <p>○ 1ユーザ単位(1分岐単位)の接続料設定については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設備構築事業者にとってコスト回収漏れが生じること ・ 自ら設備を構築してサービスを提供する事業者と当社から設備を借りてサービスを提供する事業者との間で同等性を確保できないことから、実施すべきではないと考えます。

検証結果案	当社意見
<p>れている。</p> <p>総務省においては、NTT 東西から申請のあった接続料変更案について、平成 23 年 1 月 25 日に認可の適否を示さずに情報通信行政・郵政行政審議会に諮問を行ったところであり、平成 22 年度内を目途に成案を得る予定である。</p>	

検証結果案	当社意見
<p>ウ アンバンドル機能の対象に関する検証 (ウ) NGNの帯域制御機能や認証・課金機能(プラットフォーム機能)をアンバンドル機能の対象とすべきかという論点について</p> <p>NGN上においては、NTT東西が提供する回線情報通知機能やデータコネクタ等の新サービスが登場するなど、UNI/SNI接続によるサービスの多様化が見られるところである。</p> <p>これら以外のプラットフォーム機能(認証、QoS、帯域制御、位置固定等)のオープン化については、まずは当該機能のオープン化を求める事業者が具体的な要望内容をもとに、NTT東西と協議をすることが適当である。</p> <p>また、ブロードバンド利活用の促進のためには、多様な事業者による多様なコンテンツ・アプリケーション等の提供が重要であることから、NGNにおける通信プラットフォーム機能の在り方や、NGNにおいて実現すべきアンバンドル機能等について、その実現方法やコスト負担の在り方を含め、速やかに検討の場を設け、本年中を目途に成案を得る予定である。</p>	<p>○ 検証結果案における総務省殿の考え方では、NGNにおいて実現すべきアンバンドル機能・サービスやIP網への移行に伴う課題について、その実現方法やコスト負担の在り方を含め、総務省及び関係する通信事業者・ISPなどにおいて、速やかに検討の場を設け、本年中を目途に成案を得ることとされております。</p> <p>こうした検討を行うにあたっては、以下の観点を念頭に置き、これを十分反映していただきたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 帯域制御機能や認証・課金機能等のプラットフォーム機能については、国際標準が定まっておらず、他事業者からの具体的な接続要望もないのが実情であることから、まずは、要望される事業者において要望内容を具体化していただくことが必要であること。 ・ その上で、実現にあたっては、国際標準化動向も踏まえ、NNIによるアンバンドルだけでなく、UNIやSNIでの提供を含め、できる限り早期かつ低廉に実現できる方法で対応していくことが望ましいこと。 ・ また、プラットフォーム機能については、将来現れるサービスの芽を摘むことがないように、あらかじめ規制するのではなく、事業者間の創意工夫に委ねることが重要であること。

検証結果案	当社意見
<p>考え方 20</p> <p>■ NTT 東西の意見にある指定事業者と非指定事業者の接続料水準差については、接続ルール答申を受けて、平成 22 年 3 月に二種指定事業者を対象とした接続料算定ルール(第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン。以下「二種指定ガイドライン」という。)が策定されたところであり、当該ガイドラインの策定を踏まえた非指定事業者の積極的な対応により、現行の接続料の適正性の向上が期待される場所である。また、接続料は設備の使用料として相手方接続事業者に負担を求めるものであって、事業者間で合意の上接続協定を締結することから、その過程においては、移動通信事業者・固定通信事業者を問わず、可能な限り、事業者間で相互に理解が得られるよう説明を行うことが適当である。以上を踏まえ、総務省においては、関係事業者による今後の取組状況を注視することとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 検証結果案における総務省殿の考え方では、当社のひかり電話網に係る機能を引き続きアンバンドルの対象とした上で、総務省において、接続料水準格差については関係事業者による今後の取組状況を注視するとされております。 ○ しかしながら、一部の固定電話事業者の設定する接続料がひかり電話接続料よりも高額となる逆ざや問題が発生し、更にその影響額は年々拡大している状況にあります。 ○ 加えて、当社は、当該接続料の妥当性を判断すべく、協議等で具体的な算定根拠の提示を再三求めておりますが、当該事業者からは全く応じていただけず、非指定事業者の接続料の適正性の向上が期待される状況にないことから、総務省殿においては速やかに固定電話事業者の接続料について透明性を確保し、適正性を検証する仕組みを設けていただきたいと考えます。

(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証

検証結果案	当社意見
<p>ア 指定要件に関する検証 全ての携帯電話事業者又は上位3事業者を第二種指定電気通信設備規制の対象にすべきとの指摘について</p> <p>接続ルール答申で示されたとおり、二種指定事業者に指定する端末シェアの閾値（25%）については、他に採用すべき合理的な割合も存在しないことから、現時点でこの考え方を変更する積極的理由は認められないが、二種指定制度の規制根拠については、指定電気通信設備制度の包括的な見直しが必要となった場合に、当該見直しの中で改めて検証を行うことが適当である。</p> <p>なお、接続ルール答申を受けて策定した二種指定ガイドラインで示したとおり、二種指定事業者以外の携帯電話事業者についても、検証可能性に留意した上で二種指定ガイドラインを踏まえた積極的な対応を行うことが適当である。</p>	<p>○ 検証結果案における総務省殿の考え方では、二種指定制度の規制根拠については、指定電気通信設備制度の包括的な見直しが必要となった場合に、当該見直しの中で改めて検証を行うことが適当とした上で、二種指定事業者以外の携帯電話事業者についても、検証可能性に留意した上で二種指定ガイドラインを踏まえた積極的な対応を行うことが適当とされております。</p> <p>しかしながら、以下の観点から、第二種指定電気通信設備制度の対象を見直す等の具体的措置により、その接続料の透明性を確保し、適正性を検証できる仕組みを早急に作る必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯電話事業者は、国から有限希少な電波の割当を受けた事業者であり、その顧客規模は約1.2億契約にのぼる大規模な市場となっております。 ・ その中で、ソフトバンクモバイル殿は、2010年12月末時点で2,400万を超える契約数を有しており、お互いに接続料を支払い合う関係にある固定通信事業者としても、その影響力は非常に大きいにも関わらず、携帯電話市場におけるシェアが25%に満たないとして第二種指定電気通信設備規制の対象外とされています。 ・ 2010年3月に「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」が制定されましたが、非指定事業者については、その接続料算定をガイドラインに沿うことを義務付けられず、各事業者の自主的な取組みに委ねることとされた結果、約2,400万もの契約数を抱え社会的影響力の大きいソフトバンクモバイル殿の設定する接続料は、2010年度適用分について一定の低減がなされたものの、依然として他の携帯電話事業者の設定する接続料との料金格差は拡大（2009年度：NTTドコモ殿の1.

検証結果案	当社意見																				
	<p>3倍→2010年度：NTTドコモ殿の1.5倍)しており、当社としては、協議等で具体的な算定根拠の提示を再三にわたって求めておりますが、全く応じていただけない状況にあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> このように、事業者間協議や「自主的な取組みに委ねる」とされているガイドラインのみでは、今後も状況の改善が期待できない現状を鑑み、ソフトバンクモバイル殿の設定する接続料の透明性を確保し、適正性を検証できる仕組みを作っていただきたいと考えます。 <p>(参考) 携帯電話事業者3社の接続料比較</p> <table border="1" data-bbox="790 711 1809 1011"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業者</th> <th>2009年度</th> <th>2010年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">会社内・地域内 (3分換算)</td> <td>NTTドコモ</td> <td>24.30円</td> <td>15.66円</td> </tr> <tr> <td>a u</td> <td>25.74円</td> <td>18.72円</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンクモバイル</td> <td>30.60円</td> <td>22.86円</td> </tr> <tr> <td>対NTTドコモ</td> <td>126%</td> <td>146%</td> </tr> <tr> <td>対a u</td> <td>119%</td> <td>122%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	事業者	2009年度	2010年度	会社内・地域内 (3分換算)	NTTドコモ	24.30円	15.66円	a u	25.74円	18.72円	ソフトバンクモバイル	30.60円	22.86円	対NTTドコモ	126%	146%	対a u	119%	122%
区分	事業者	2009年度	2010年度																		
会社内・地域内 (3分換算)	NTTドコモ	24.30円	15.66円																		
	a u	25.74円	18.72円																		
	ソフトバンクモバイル	30.60円	22.86円																		
	対NTTドコモ	126%	146%																		
	対a u	119%	122%																		

(3) 指定電気通信設備制度に係る禁止行為規制等の検証

検証結果案	当社意見
<p>ア NTT東西に所要の措置を要請する事項</p> <p>NTT東西の県域等子会社等において、禁止行為規制の潜脱行為が行われており、規制の実効性を確保する観点から、禁止行為規制の対象を県域等子会社等にも適用する等の措置を講じるべきとの指摘について</p> <p>本意見で指摘されている事項について、NTT東西から県域等子会社への業務委託はNTT東西の経営の効率化の観点から行われていることから、それを制限するような措置をとることは望ましくないが、禁止行為規制の趣旨を踏まえれば、NTT東西がその子会社に業務委託した場合に当該子会社が委託を受けた業務に関し反競争的な行為を行うことは当該規制を事実上潜脱するものとして看過し得ないと考えられる。このことから「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」の「過去の競争政策のレビュー部会」及び「電気通信市場の環境変化への対応検討部会」（以下「合同部会」という。）の取りまとめ等を踏ま</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当社の県域等子会社への業務委託は、経営効率化の観点から実施しており、こうした効率化の努力は、お客様サービスの向上や料金の低廉化を通じ、お客様利便の向上に資するものであると考えております。 ○ 県域等子会社の当社からの委託業務を実施する組織に対しては、禁止行為規制の遵守等公正競争の確保に関する研修の実施、パンフレットの作成、配布等を通じ規範意識強化を図っております。また、顧客情報及び他事業者情報の適正な取り扱いについても、業務委託契約に規定する等の措置を講じてきたところであります。 ○ ならびに、他事業者情報の適正な取扱いに向け、業務改善計画（平成22年2月26日）に基づき、他事業者情報の適切な取扱いの徹底に向けた厳格な仕組みを構築しており、公正競争上の問題はないと考えます。 ○ したがって、役員兼任の実態について、引き続き報告を求める必要性は乏しいと考えます。

検証結果案	当社意見
<p>えて「光の道」構想に関する基本方針等を策定・公表したところである。当該基本方針等に基づき、子会社等との一体的経営への対応を含む電気通信事業法等の改正案が、今通常国会への提出に向けて閣議決定されている。</p> <p>なお、本件については、これまでの競争セーフガード制度の運用においても、NTT東西と県域等子会社との間の役員兼任の実態の報告を要請する等の対応を行ってきたが、上記改正法案に係る規定の整備等と並行して、NTT東西と県域等子会社との間の役員兼任に伴い公正競争確保上の問題が発生しないかどうか引き続き注視していく必要があるため、NTT東西に対し、当該実態の本年度の状況について報告を求めることとする。</p>	